

●香川県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年9月29日から同年10月20日まで一般の縦覧に供する。

平成29年9月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松善通寺線（33号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市土居町2丁目601番2地 先から 丸亀市土居町2丁目666番67地 先まで	27.1~33.0	97	平成23年香川県告示第117号 で変更した区域の一部及び平 成27年香川県告示第323号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成29年9月29日